平成23年度

南アルプス市障害者地域自立支援協議会報告書

平成24年3月 南アルプス市障害者地域自立支援協議会

はじめに

日本の根幹を揺るがす衝撃的な東日本大震災から、ようやく1年がたちました。

当たり前の日常が、一瞬のうちに非日常に変ってしまう恐ろしさを、私達は身をもって知りました。そんななかでも、様々な困難と闘いながら生きていくための、叡智と勇気を出し合い、乗り越えようとする人間の強さも教えられました。

ひとりでは出来ないことを、皆で支えあい、助け合いながら前に進むこと。

個ではなく、多くの人たちが、横に繋がった輪を築き、共に共通意識をもって頑張っていくこと。 このことはまさに、常日頃、私たちが思い考えている、障がいをもつ人たちの暮らしを支えるこ との基本に通じています。課題を解決していくために、立場の違う様々な人たちが同じ目線で協議 し、具体化の糸口を見つけていく。自立支援協議会はそのためにあります。

3年を経過した今、確実に歩んできた実績と共に、新たな課題も明確になってきました。

まずは、一番大事な当事者の方たちの抱えている思いや悩みを、しっかり受け止める仕組みはどうなのか、立場を超えてそれを出し合う定例会の機能はこれでいいのか、などなど。振り返り模索しながら、皆で作っていく協議会を再確認し、地についた活動をしていきたいと強く思います。

関係者の方々の熱意と努力に感謝すると共に、報告書をお読みの皆さまには、それぞれの形で自立支援協議会に関わっていただき、共により良い地域づくりに向かい、進んでいけることを願っています。

南アルプス市障害者地域自立支援協議会会長 栗原 早苗

目次

I 障害者地域自立支援協議会の活動経過 2頁
II 障害者相談支援事業の活動経過 5頁
III 障害者地域自立支援協議会の具体的な取り組み 6頁
IV 次年度の展開にむけて 10頁

I 障害者地域自立支援協議会の活動経過

1 組織体制

南アルプス市の自立支援協議会は、平成20年度に設立され、平成21年度から実質的な協議が始まりました。「全体会」「定例会」「運営会議」「専門部会」という4つの形態の会議で構成され、市福祉課を事務局として運営されています。

「全体会」 各機関・団体の代表者などによる意見集約と施策提言の場 (年1~2回) 「定例会」 地域の関係機関の実務者による課題協議や連絡調整の場 (年6回、奇数月)

「運営会議」 相談支援などのコアメンバーによる進捗管理や方向性確認の場 (年6回、奇数月)

2 協議会委員名簿

現在の委員の任期は平成22・23年度の2か年です。今年度の委員構成は次のとおりです。

「専門部会」 定例会で協議された課題などに対する具体的な取り組みの場

(1)全体会委員

◎会長 ○副会長 ※運営会議メンバー

(随時開催)

区分	氏名	所属など
市社会福祉協議会の職員	古屋美智子	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 地域福祉課長
相談支援事業者	田中 茂雄	社会福祉法人青い樹の会 ワークハウスみどりの家 施設長
	◎※栗原 早苗	社会福祉法人さかき会 みらいコンパニー 施設長
	平井 隆憲	特定医療法人南山会 相談支援事業所きづな 管理者
	小田川康久	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 生活支援センターなしのみ
	今井 志朗	有限会社ライフサポートなごみ 代表取締役
民生・児童委員	上野 肇	南アルプス市民生委員・児童委員協議会 会長
医療·保健関係者	中澤 和樹	山梨県福祉保健部中北保健福祉事務所峡北支所 次長
当事者の代表及び	浅野 伸二	南アルプス市障害者福祉会 会長
保護者又は家族	東條 芳彦	南アルプス市視覚障害者福祉会 会長
	坂本 洋	南アルプス市聴覚障害者協会 副会長
	芦沢 茂夫	当事者・保護者ネットワークしかけ部会 部会長
	齊藤 綾子	NPO法人ほほえみの会 理事長
	〇※武井 泰仁	中巨摩心身障害児者父母の会 会長
	中込 久美	当事者・保護者ネットワークしかけ部会 副部会長
市地域包括支援センターの職員	小林 千江	南アルプス市地域包括支援センター
市教育委員会の職員	内藤 肇	南アルプス市教育委員会 次長
その他市長が認める者	小林 敏徳	南アルプス市議会厚生常任委員会 委員長
	塩沢 一夫	山梨県立育精福祉センター 次長
	塩沢 一夫	山梨県立育精福祉センター 次長

(2) 定例会委員

◎会長 ○副会長 ※運営会議メンバー

区分	氏名	所属など
指定相談支援事業者	○※野中 憲仁	特定医療法人南山会 相談支援事業所きづな
	※田中 正志	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 生活支援センターなしのみ
	◎※小林小百合	社会福祉法人青い樹の会 相談支援事業所レーベン
	※鴨作 光昭	社会福祉法人さかき会 相談支援事業所ぽけっとはうす
指定障害福祉サー	横内 幹	社会福祉法人さかき会 みらいコンパニー
ビス事業者	松田 敬人	社会福祉法人青い樹の会 ワークハウスみどりの家
	藤原 啓	社会福祉法人深敬園 ともろうらんど

	水地 一城	社会福祉法人蒼渓会 ケール
	新藤 愛美	社会福祉法人山梨県手をつなぐ親の会 県立梨の実寮
	東條 賢治	社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会 訪問介護課
	北原 良倫	有限会社ライフサポートなごみ
医療・保健関係者	京嶌 由季	精神障害者地域移行支援特別対策事業地域体制整備コーディネーター
	和泉和仁	特定医療法人南山会 峡西病院
教育・療育関係者	相川也寸志	山梨県立わかば支援学校 進路指導主事
	秋山真貴美	障害児(者)地域療育等支援事業中北圏域南アルプス地域コーディネーター
就労支援関係者	坂本 誠	障害者就業・生活支援センター陽だまり
権利擁護関係者	金丸 敦子	南アルプス市社会福祉協議会地域福祉課
オブザーバー	※出口 幸英	山梨県相談支援体制整備事業中北圏域マネージャー
地域包括支援センターの職員	中 美鈴	南アルプス市地域包括支援センター
行政関係機関の職員	荻野 尚子	南アルプス市保健福祉部健康増進課
	長谷部裕子	南アルプス市保健福祉部子育て支援課
	佐野 秀仁	南アルプス市教育委員会南アルプス教育推進課
その他会長が必要と認める者	芦沢 茂夫	当事者・保護者ネットワークしかけ部会 部会長

3 開催状況と内容

今年度は、全体会を2回、定例会と運営会議を各6回開催したほか、4つの専門部会が活動しました。

(1)全体会

	日程	内容
第1回	5月17日	○前年度の活動報告、相談支援の報告、当年度の活動計画など
第2回	2月 9日	○第3期障害福祉計画の素案、市障害者相談員の委嘱方法など

(2) 定例会

第1回	5月20日	○相談支援・専門部会の報告、地域の福祉課題の協議
		○前年度報告書、情報提供(協議会の取り組み経過説明など)
第2回	7月15日	○相談支援・専門部会・合同協議会の報告、地域の福祉課題の協議
		○バリアフリー調査の対応、情報提供(権利擁護セミナーなど)
第3回	9月16日	○相談支援・専門部会の活動報告、地域の福祉課題の協議
		○情報提供(10月の制度改正、発達障害モデル事業研修会など)
第4回	11月18日	○相談支援・専門部会の活動報告、地域の福祉課題の協議
		○今後の相談支援体制、情報提供 (精神障害者特別対策事業など)
第5回	1月20日	○相談支援・専門部会の活動報告、協議のあり方への意見交換
		○情報提供(児童デイサービス事業所の新規開設など)
第6回	3月16日	○相談支援・専門部会の活動報告、相談支援充実・強化事業の報告
		○前回定例会以降の話し合いの振り返り、今後の進め方の協議

(3)運営会議

第1回	4月11日	○専門部会の報告、前年度報告書、今年度予定、全体会日程
第2回	6月13日	○定例会・専門部会の報告、今後の見通し、合同協議会の対応
第3回	9月 5日	○定例会・専門部会の報告、定例会のあり方、障害福祉計画
第4回	11月 7日	○定例会・専門部会の報告、法改正に伴う相談支援体制の今後
第5回	1月10日	○定例会・専門部会の報告、部会のあり方、相談支援体制の今後
第6回	3月 5日	○定例会・専門部会の報告、相談支援充実・強化事業、次年度予定

(4) 専門部会

① 相談支援部会

	日程	内容
第1回	5月20日	○今年度部会の方向性、相談支援体制の現状と課題
第2回	6月30日	○個別支援で感じる課題とその解決策、今後の部会の取り組み
第3回	8月 2日	○各自が関わる主なケースの概要、今後の課題共有の方法
第4回	9月 2日	○所定の様式による事例検討の試行、制度改正への対応
第5回	10月 7日	○所定の様式による事例検討、制度改正対応、各自の最近の課題
第6回	11月 7日	○所定の様式による事例検討、各自の最近の状況と課題
第7回	12月 5日	○所定の様式による事例検討、各自の最近の状況と課題
第8回	1月11日	○所定の様式による事例検討、相談支援充実・強化事業の検討
第9回	2月10日	○計画相談支援の様式の情報交換、所定の様式による事例検討
第10回	3月 2日	○所定の様式による事例検討、相談支援充実・強化事業の調整
第11回	3月22日	○スーパーバイザーとの顔合わせ、所定の様式による事例検討

② 当事者・保護者ネットワークしかけ部会

第1回	6月22日	○今年度の部会の取り組み課題など
第2回	7月11日	○前年度座談会から定例会へ発信する地域課題など
第3回	8月 2日	○障害の理解・啓発の取り組み、今年度座談会の計画など
第4回	9月 2日	○障害の理解・啓発の取り組み、座談会の内容など
第5回	9月20日	○障害の理解・啓発の取り組み、座談会の進め方など
第6回	10月18日	○ハートふれあいまつり対応確認、座談会の状況など
第7回	11月28日	○ハートふれあいまつり対応反省、座談会の状況、今後の課題など
第8回	1月11日	○座談会の振り返り、今後の部会の方向性など
第9回	2月 2日	○避難所運営訓練の状況、今後の部会の方向性など
第10回	3月 7日	○当事者・保護者による部会の今後のあり方など

③ 障害福祉計画部会

第1回	8月 8日	○部会の趣旨、活動の概要、作業項目、作業予定、作業分担
第2回	8月29日	○作業の進捗報告と内容協議(今後の作業内容と日程など)
第3回	9月 5日	○作業の進捗報告と内容協議(事業所現況調査の予定など)
第4回	9月22日	○作業の進捗報告と内容協議(利用者アンケートの項目など)
第5回	10月12日	○データ分析及び事業所現況調査に基づく県への中間報告など
第6回	11月14日	○中間報告の内容確認、利用者アンケートの結果確認など
第7回	12月 9日	○地域生活支援事業の見込量、計画書案骨子、今後の予定など)
第8回	12月26日	○サービス見込量の考え方に盛り込むべき論点など
第9回	1月10日	○計画書の素案、国の基本的な指針(正式版)の確認など
第10回	1月31日	○計画書の素案の最終確認

④ 移動支援部会

第9回	6月 7日	○移動サービスパンフレットについて(原案の修正など)
第10回	6月28日	○移動サービスパンフレットについて (最終確認)

1 相談支援事業についての考え方

障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から、これまで特定の対象者に限られていたサービス等利用計画の作成が、すべてのサービス利用者に拡大されます。障害者の相談支援は、支援者と支援される側(利用者)の上下関係や歪みという時代から、信頼に基づく対等な関係での支援の時代への橋渡しをしてきました。サービス等利用計画は、「本人中心の生活を具現化するためのプラン」であり、今回の改正は、その流れをさらに追及するものといえます。プラン作成を担う相談支援事業所の指定など、市町村の責務が強化され、地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援をンター」の設置や、自立支援協議会の法定化など、障害者相談支援事業の法的な位置づけも強化されます。一方、市では平成24年4月、福祉総合相談課が新設されます。どこに相談したらよいかわからない人のためのわかりやすい相談窓口と同時に、高齢・障害・児童の分野を超えた地域の支援体制やネットワークづくりに中核的に取り組むこととなっています。

こうした流れの中で、改めて問われるのが、障害者相談支援事業のあり方です。プラン作成を担う計画相談支援・障害児相談支援との役割分担や連携、市の福祉総合相談体制における障害分野の実働機関としての機能の確立、その際の拠点的かつ中核的で他機関からわかりやすい「基幹相談支援センター」のような実施形態の検討は急務です。南アルプス市の障害者相談支援事業は、常勤かつ専従の相談支援専門員の配置を民間委託することにより、行政や特定の法人の利害に偏ることなく、フットワークを活かした中立・公平、常に「本人中心の支援」を担うべく推進されてきました。地域に暮らす障害のある人たち一人ひとりの多様な生活課題に対して、必要な支援のコーディネートを行うべき相談支援の基本的な役割と、そこに関わる者に求められる基本姿勢は、大きく変わるものではありません。その原点を常に意識し、度重なる制度の改変や、市の行財政改革といった厳しい状況の中で、支援を必要とする人たちを置き去りにしない相談支援体制を、永続的かつ強固なものにしていく必要があります。

2 今年度の活動とその特徴

(1) 実施体制について

平成23年度は、既存の相談支援事業所きづな(特定医療法人南山会)、相談支援事業所ぽけっとはうす(社会福祉法人さかき会)に加え、新たにプロポーザル方式(企画提案)による選考を行い、相談支援事業所レーベン(社会福祉法人青い樹の会)が5月から委託先となりました。市福祉課との役割分担を図り、改めて3つの民間事業所への委託による障害者相談支援事業がスタートしました。民間のメリットを活かし、3名の相談支援専門員が行政と協働して南アルプス市の障害者相談支援に取り組める仕組みとなりました。

(2)活動状況について

委託事業所3箇所の体制が始まり、今まで以上に相談が入ることが見込まれる中、年度の前半から、市内の相談ケースの共有や事例検討を行い、また、相談件数以外の状況(個別支援会議や自立支援会議の関わりなど)を含めた報告様式を定めて定例報告会を試行するなど、障害者相談支援事業の基礎づくりに力を入れてきました。チームアプローチの必要性も追求するこのような活動により、相談支援専門員相互の日頃の活動状況が見えてきました。年度末には、市と委託先の法人との個別ヒアリングを初めて実施し、委託事業の現状と課題について率直に意見交換を行いました。また、後述する相談支援部会を基盤として、市内の指定相談支援事業所も交え、定期的なスーパーバイズの仕組みづくりや、制度改正に関する学習会などを行い、相談支援に対する考え方や情報の整理・共有を図ってきました。

1 定例会の取り組み(地域の福祉課題の協議)

地域の福祉課題を協議し、専門部会などの具体的な取り組みにつなげ、社会資源の開発や改善を図っていくことは、自立支援協議会に欠かせない主要な機能であり、それを協議する場が、実務者による定例会です。これまでにも、多くの地域課題を抽出し、取り組みにつなげてきました。

今年度は、課題共有や具体的な取り組みの担い手を広げることを目的として、任期途中ですが、定例会の委員を一部増員しました。定例会で協議された地域課題は、次のものがありました。

テーマ	現状の認識・課題・今後必要な対応
虐待対応、成年後	市地域包括支援センターでは、高齢者や認知症などの人に対する虐待や権利擁護の相
見制度について	談を受けているが、相談件数が頭打ちとなり潜在的ケースの掘り起こしが必要。自ら
	権利を主張できない人の思いに添えるしくみが必要。きめ細かな身上監護を行うには
	第三者後見人(専門職後見人)の受け皿が少なく、法人後見や市民後見人養成も必要。
難病患者などに	対象者の少ない難病の問題は、理解者の少なさ、保健・医療・福祉の支援者の背景の
関する支援関係	違いなどから連携が容易ではない。様々な制度を用いた支援がバラバラに行われるこ
機関との連携に	とで当事者や家族は無用の負担を強いられていることもある。関係機関の情報共有や
ついて	緊密な連携、事例検討などの場が必要ではないか。
障害者への理解	平成22年度のしかけ部会の座談会にて、「差別や偏見を持たずに障害者を理解してほ
地域への啓蒙に	しい」「地域の人と関わりをもちたい」といった声が多く、地域住民への周知・広報、
ついて	情報提供がもっと必要ではないか。
障害者の日常生	地域生活支援事業の生活訓練事業として、南アルプス市社会福祉協議会の料理教室が
活に必要な訓練	行われているが、日常生活に必要なスキルは料理だけではない。よりよい地域生活の
指導について	実現に向けて、もう少し幅広い訓練機会が提供できないか。

これらを踏まえ、生活訓練事業には次年度に新たな実施内容が加わるほか、後述する権利擁護セミナーの開催、障害の理解に関するしかけ部会の取り組みなど具体的な成果も見られました。

一方で、今年度は、定例会に寄せられる地域課題が途切れる状況が生まれ、地域課題を誰がどこから出すのか、出された地域課題を定例会の場で本当に共有できているのか、一旦協議された課題はその後どう検証されるのかといった点が、定例会運営上の課題となってきました。このため、年度途中の定例会から、地域課題に気づく視点や地域課題を共有する視点などに着目したいくつかの模擬的なグループワークを重ねました。



図1 定例会のグループワークの題材

1月の第5回定例会では、自立支援協議会に対する各委員の意識を率直に話し合い、「一部の人が推進しており自分からは遠いものと感じた」「こんなこと(課題)を出してはいけないのではないかと思い、意見を言えなかった」といった声が出されました。これを受け、「自立支援協議会をみんなのものにするためのプロジェクト・チーム」として委員有志による話し合いを重ね、次年度に向けては失敗をおそれず「みんなで定例会を作っていこう」という機運が芽生えてきました。

こうした流れは、これまでの歩みの否定ではなく、協働の輪を広げ、次のステップに進むために必要な試行錯誤であるという認識のもと、動き出そうとしています。同時に、個別支援から地域の課題を見出す視点、そこに多様な関係機関を巻き込む体制づくりは、相談支援事業所の役割であり、その個別支援のあり方や、自立支援協議会の最小単位ともいえる個別支援会議のあり方が問われています。

2 専門部会による取り組み

専門部会は、自立支援協議会の中で「協議された課題がその先どうなるのか?」という問いに対する答え(成果)を、できるところから見出していくための場です。活動の形骸化を防ぐため、南アルプス市の自立支援協議会では、専門部会のスタイルとして、①目的やゴールの明確化(テーマに特化した協議を行う)、②目標達成したら一旦解散(形骸化を防止、Scrap & Build)、③具体的な取り組みと連動(成果の共有・発信を意識)、④重点課題の掘り下げ(定例会の課題抽出との連動)、⑤その都度の柔軟なメンバー構成(当事者・保護者も第一線に!)という5つを意識して展開しています。今年度は、次のそれぞれの部会が活動しました。

(1)相談支援部会

相談支援部会は、市内の相談支援事業所を中心に、相談支援の質の担保と体制整備を主なテーマとして、継続的に活動しています。 今年度は特に質の担保に焦点をあて、月1回ペースで開催する部会での事例検討を行い、個別支援に対する意見交換やアドバイスをしあう場として回を重ねてきました。同時に、相談支援体制の課題や、制度改正による相談支援の個別給付化(計画相談支援、障害児相談支援などの創設)に関する情報共有、時間外の勉強会開催なども行いました。



図2 事例検討を行う相談支援部会

(2) 当事者・保護者ネットワークしかけ部会

自立支援協議会への当事者・保護者の参画と、そのために必要な、 旧圏域ネットワークに代わる市内の当事者・保護者のネットワーク 作りを目的として、平成22年度から始まった部会です。

今年度は、前年度の座談会で集めた生の声をもとに「障害の理解・ 啓発」という地域課題を定例会に提起しました。これを踏まえた具体的な取り組みとして、障害のある人たちと地域住民の交流を目的 に開催される「ハートふれあいまつり」(10月29日)に、しかけ 部会として参加しました。あわせて、初参加のグループ・団体にも 声かけを行いました。2年目を迎える座談会では、3月の東日本大 震災とも関連して、前年度に引き続き「防災」のテーマに時間が割 かれるとともに、第3期障害福祉計画の策定に関連して、身近に利 用する福祉サービスについての意見も出されました。

2年間活動したしかけ部会ですが、座談会で得た生の声を協議会としてどう活かし、次年度以降の座談会で当事者・保護者の人たちに返していくのか、また、部会を担う当事者・保護者の負担など、様々な課題が浮かび上がってきました。現状の部会は一旦終了し、その成果と課題を定例会などに投げかけたうえで、次のステップとして、より良い形態を探ることとしました。



図3 ハートふれあいまつりへの出展



図4 2年目を迎えた「なんぷす座談会」

(3) 障害福祉計画部会

障害者自立支援法に基づき障害福祉サービスの見込量などを定める第3期障害福祉計画(平成24年度~26年度)の策定作業を行う部会として、市内の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、市福祉課のほか、支援学校や保健所などの参加により、8月から1月の半年間、活動しました。

計画策定の基礎資料として、①障害福祉サービスの利用状況のデータ分析、②サービス利用者を対象とするアンケート調査の実施、 ③座談会を通じた当事者・保護者の生の声の聴き取り、④市内の社会資源の現況調査(事業所への聴き取り)の作業を分担し、短期間で集中して進めるとともに、目標値や見込量算出の考え方として、現場の課題を踏まえた記述を計画書の素案に盛り込みました。



図5 第3期障害福祉計画(表紙)

従来の南アルプス市の障害福祉計画は、民間の調査会社などに委託して策定されてきましたが、今回は業者委託をせず、自立支援協議会の専門部会で手づくりの計画策定を行いました。国の指針などでも自立支援協議会を活用した計画づくりが求められていますが、部会を通じて現状や課題を掘り下げ、今後3か年の見通しを官民協働で描き出した過程は、大きな成果であったといえます。

(4)移動支援部会

前年度に市の移動支援事業の見直しを行った移動支援部会では、もう一つの目標であった移動サービスのパンフレットの作成を、今年度の初めに行いました。移動関係のサービスは、対象者ごとに区分され全体像がわかりにくいとの声が多く、パンフレットでは、それらを整理したフローと個々のサービス内容の説明を盛り込み、2回の部会で原案の修正を行いました。完成したパンフレットは、市の窓口や相談支援事業所、関係機関などで配布されました。



図6 移動サービスのパンフレット

3 相談支援充実・強化事業

障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業のメニューで、 地域で暮らす障害のある人たちに必要な情報や支援が行き届くよう、 相談支援の充実を図るものです。これまで「地域の早期発見・見守 りネットワークの推進」「地域づくりシンポジウムの開催」などに取 り組んできましたが、市内ではその後、地域福祉の推進の観点から、 後述する地域包括ケアに関する様々な動きが広がってきました。こ のため、3か年の事業の最終年度にあたる今年度は、より障害分野 に重点をおき、制度改正に伴う相談支援の基盤の強化に向けて、研 修会開催やパンフレット作成を行いました。

3月26日に開催した「サービス等利用計画作成に関する研修会」では、神奈川県で活動する特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメントネットワーク(KCN)から5名の講師を招き、丸一日かけて講義と演習を行いました。市内の指定相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、介護保険の居宅介護支援事業所、行政職員など約30名が参加し、本人中心の支援計画をたてるうえで欠かせないアセスメントなどの過程を、グループワークを通じて丁寧に演習する貴重な機会となりました。





図7 サービス等利用計画作成研修

4 その他の取り組み

(1) モデル市町村支援体制サポート強化事業

平成22年度から3か年で実施されている発達障害者支援に関する県のモデル事業です。より身近な市町村レベルで、乳幼児期・学齢期・成人期のライフステージを通じた一貫した支援体制の実現を目指すもので、地域の福祉・保健・教育・医療などの関係者40名余りによる「支援関係機関連絡調整会議」が4回、10月には「スキルアップ研修会」が開催されました。県事業終了後は、自立支援協議会の取り組みに位置づけて継続していく必要があります。



図8 発達障害者支援スキルアップ研修会

(2) 精神障害者地域移行支援特別対策事業

県の事業として「峡北・峡西圏域精神障害者自立促進支援協議会」が設置され、対象者へ地域移行推進員による外出同行などの支援を行うとともに、地域課題が協議されてきました。地域課題としては「住まいの確保」「体験宿泊できる体制作り」が挙げられました。本事業は今年度末で終了し、平成24年4月以降、外出同行などの支援は、障害者自立支援法のサービスとして新たに創設される「地域相談支援」に移行します。また、地域課題の協議や、地域相談支援の進め方などは、各地域の自立支援協議会を活用して引き続き協議していくことが想定されています。

(3) 地域包括ケアに関する動き

地域包括ケアとは、地域住民のニーズに応じて、身近な地域の中で保健・医療・福祉のサービスが包括的に提供される仕組みであり、 虐待や自殺、孤立死などの問題の予防のための気づき・つなぎのネットワークづくりなど、高齢・障害・児童の分野を超えて、フォーマル、インフォーマルの様々な社会資源を組み合わせたシステムの 構築が各自治体に求められています。

南アルプス市でも、地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心に、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが始まっています。今年度は、成年後見に関する市民向け講座や、支援者向けのファシリテーション研修、地域づくりのためのシンポジウム(地域ささえ愛セミナー)などが行われました。8月19日には、自立支援協議会主催による「権利擁護セミナー」も開催しました。



図9 権利擁護セミナー チラシ

(4) 山梨県障害者自立支援協議会との合同協議会

今年度の県との合同協議会は、中北圏域を対象として7月11日に行われ、県と地域の自立支援協議会の活動報告、第3期障害福祉計画の策定に向けた圏域診断や支援学校からの現状と課題の報告に続き、「生活介護」と「地域移行」をテーマとして課題を話し合うグループワークが行われました。このグループワークは、市町村が自立支援協議会を活用しながら、地域の課題を踏まえて障害福祉計画を策定するためのヒントとして投げかけられたものでした。

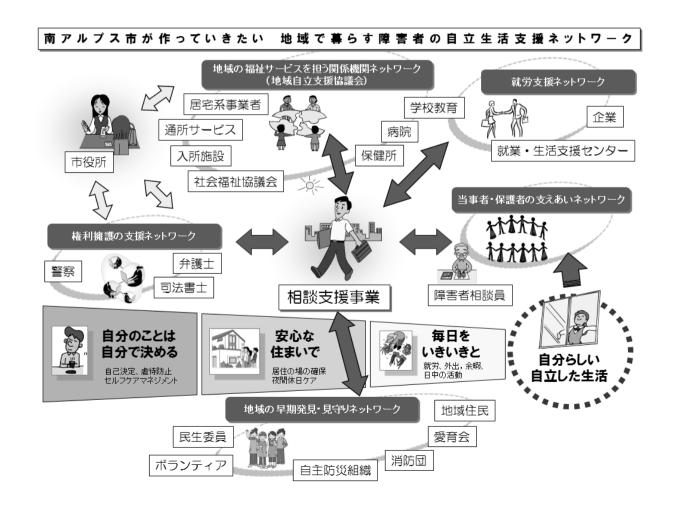
1 障害者地域自立支援協議会の実施体制

平成24年度も引き続き、全体会と定例会、運営会議を定期的に開催し、必要に応じて専門部会を設置するという基本的な体制を継続します。

全体会は、施策推進協議会との一体的な開催形態をとる中で、意見集約の場として機能を確立します。 定例会は、今年度後半で行われた議論を踏まえ、それぞれの委員が参画できる運営のあり方を模索し、 地域の課題を扱う場として充実を図ります。そのうえで、多様な関係者が参画できる具体的な作業の場 として、課題に応じた柔軟な形態での専門部会の活動の充実を目指します。

2 障害者相談支援事業の展望と課題

今年度から3箇所体制となった委託の形態は次年度も継続されます。一方、障害者自立支援法の改正に伴い明記された「基幹相談支援センター」の設置に向けては、地域に相応しいあり方の検討が必要です。市では平成24年4月から福祉総合相談課が設置され、市民からの一次相談窓口として、また地域包括ケアシステムの旗振り役として取り組む予定であり、こうした機能と障害者相談支援事業との緊密な連携を確立していく必要があります。また、後述する計画相談支援などと委託による障害者相談支援事業との機能の違い、役割分担を明確にし、本人中心、中立・公平の相談支援機関として、市の障害者相談支援体制全体の構築を推進していくことが求められます。



3 障害者地域自立支援協議会において取り組む重点課題

(1) 障害者虐待防止法に関すること

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行され、市町村は虐待の通報先となる「市町村障害者虐待防止センター」を設置するほか、法の周知や権利擁護についての普及・啓発を行うこととなります。被虐待者・虐待者双方の支援に、単一の機関で対応することは困難であり、地域のあらゆる資源を活用し、予防や解決を図る必要があります。自立支援協議会が中核的な役割を発揮しながらシステム構築を進めていくことが求められます。

(2) 計画相談支援・障害児相談支援に関すること

平成24年4月から、これまでの指定相談支援が「計画相談支援」及び「障害児相談支援」となり、障害福祉サービスなどを利用するすべての利用者に「サービス等利用計画」の作成が必要になります。プラン作成にあたる相談支援専門員がケアマネジメントによるきめ細かい支援を行えるようスキルアップを図ること、作成されたプランに対し中立・公平・本人中心の観点で適切であるかをチェックする機能を確立することなど、自立支援協議会が地域の課題として捉え、学習機会や検討の場の確保など必要な方策を講じていくことが求められます。

(3) さらなる制度改正への対応

国は、障害者制度改革推進会議及び総合福祉部会の骨格提言を踏まえた(仮称)障害者総合福祉法に相当する法案として、障害者自立支援法の名称を「障害者総合支援法」とすることなどを盛り込んだ一部改正案を平成24年3月に閣議決定し、平成25年4月の施行を目指しています。度重なる制度改正に追われてきた事業者や行政の現場の実務者が、それでもなお、サービスを利用する当事者・保護者に無用の混乱を来たさないよう、常に緊密に連携するとともに、多様な生活ニーズや地域の課題を置き去りにしない「本人中心の支援体制」を強固にするため、弛まぬ努力を続けることが求められます。